

# 定額減税補足給付金

令和6年分 所得税  
(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額  
(3万円×減税対象人数※)

減税前  
税額

減税しきれない額①  
(所得税控除不足額)

令和6年度 個人住民税  
(所得割額)

定額減税可能額  
(1万円×減税対象人数※)

減税前  
税額

減税しきれない額②  
(個人住民税控除不足額)

給付金額 = ① + ②

①と②の合計額を1万円単位  
で切り上げて給付

① + ② = 32,000円の場合、切り上げて40,000円を給付

※減税対象人数：納税者本人、控除対象配偶者、扶養親族（国外居住者を除く）の合計人数